# 羽津小学校　警報等の発表時における安全確保について

(平成３０年４月改訂版)

四日市市立羽津小学校

警報等発表時における学校の対応は、下記の基準を踏まえ、児童の安全確保を最優先として、校区及びその周辺の状況等に応じたものとします。

各家庭では、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、自宅周辺の状況、通学路の安全について確認をお願いします。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

## １　暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に対する対応

| 発表された場合 | | 解除された場合 | |
|---|---|---|---|
| 時　刻 | 対　　応 | 時　刻 | 対　　応 |
| ７：００まで | 自宅に待機する。<br>※１ | ７：００まで | 通常通り登校する。※２−①<br>大雪警報<br>積雪の状況を判断し必要な措置をとる（※2-②） |
| 登　校　後 | すぐメール等で連絡し、一時待機、または、児童の引き渡しをする。※３ | ７：００を経過 | 臨時休校とする。 |

**※１自宅待機の際の留意点について**

保護者が家庭にいない児童については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から依頼しておいてください。

**※２−①登校の際の留意点について**

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施できるように登校してください。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、「すぐメール」「ホームページ」等で臨時休校、または、登校時間を遅らせるなどの連絡をします。

**※２−②大雪警報発表時の対応**

暴風警報等と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、学校の判断で臨時休校等の措置をとります。

その場合、学校敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準（大雪警報に準じて２０センチメートル程度）に達する場合に臨時休校とします。

＊　四日市市を含む三重県北部において、大雪警報は１２時間の予想降雪量が２０センチメートルに達するときなどに発表されます。

※３引渡しの際の留意点について

保護者または登録した代理人が学校に迎えに行き、児童を引取ります。なお、徒歩・自転車と自動車によるお迎えは、時間を指定しますので確認をしてから来校してください。

## ２　特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度５強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

| 発表された場合 | |
|---|---|
| 時刻 | 対　　応 |
| ７：００（登校前）まで | 臨時休校<br>※　登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努め、ただちに命を守る行動をとる） |
| 登校後 | 学校待機 |

※　登校後に特別警報が解除された場合

周囲の状況とその後の天候等の情報を収集し、通学路の安全を十分確認した上で、「すぐメール」等で連絡します。保護者の方に引き渡しという形で下校します。

## ３　弾道ミサイルが飛来した場合の対応

| | 対　　応 |
|---|---|
| 三重県にＪアラート等を通じて緊急情報発信があった場合 | ①登校前→自宅待機<br>安全確認完了→市から「すぐメール」等による一斉配信<br>②在校中→避難行動を指示 |
| 弾道ミサイルが着弾した場合 | ①市内及び近隣市町に着弾→「臨時休校」<br>②在校中、学校の近くに着弾→速やかに児童生徒の安否確認<br>保護者への引渡し |

《参考》国民保護ポータルサイト

http://www.kokuminhogo.go.jp

**緊急時の連絡は、「すぐメール」「学校ホームページ」で行います。**

（学校からのお知らせ）（PTAからのお知らせ）

**《参考》気象庁　特別警報**　http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html